

「ねんきん特別便」について

平成 20 年 4 月 11 日

社 会 保 険 庁

(目 次)

・ 「ねんきん特別便」の状況(平成 20 年3月18日現在)	1
・ 「ねんきん特別便」についての発送・相談・回答状況	2
・ 「ねんきん特別便」に「訂正なし」と回答した方に対する入念照会の状況	3
・ 入念照会に係る今後の対応方針	5
・ 平成20年 4 月の「ねんきん特別便」の発送について	7
・ 「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する今後の基本的取組方針(厚生労働省)	8
・ 「ねんきん特別便」の実施に係る関係連絡協議会の設置について	10
・ 第2号被保険者に送付する「ねんきん特別便」の実施について	11
・ 「ねんきん特別便」の様式等(平成 20 年度にすべての現役加入者に送付する分)	16
・ 「ねんきん特別便」に係る周知広報資料	24

「ねんきん特別便」の状況（平成20年3月18日現在）

発 送			回 答			
発送日	年金受給者	現役加入者				
19年 12月17日 25, 26日	約30万人 約18万人		【未到達】			
			年金受給者	現役加入者	合 計	
			1月7日時点	約0.2万人(0.5%)	—	約0.2万人(0.5%)
			3月18日現在	約 1万人(0.4%)	約17万人(3.4%)	約18万人(2.5%)
20年 1月9日 16日 23, 24日 30日 2月6日 13日 20日 27日 3月5日 12日	約12万人 約13万人 約30万人 約5万人 約20万人 約40万人 約40万人 約24万人	約35万人 約89万人 約168万人 約213万人	【未回答】			
			年金受給者	現役加入者	合 計	
			1月7日時点	約32万人(65.7%)	—	約32万人(65.7%)
			3月18日現在	約90万人(38.9%)	約424万人(83.8%)	約514万人(69.7%)
	<u>計 約232万人</u>	<u>計 約506万人</u>	【回 答】			
			年金受給者	現役加入者	合 計	
			1/7 時点	約 16万人 (33.8%)	—	約 16万人 (33.8%)
			3/18 現在	約141万人 (60.7%)	約65万人 (12.8%)	約205万人 (27.8%)
3月19日 21日	約56万人 約12万人	約224万人	【訂正あり】			
			年金受給者	現役加入者	合 計	
			1/7 時点	約 2万人 (4.4%)	—	約 2万人 (4.4%)
			3/18 現在	約38万人 (16.4%)	約45万人 (8.9%)	約83万人 (11.2%)
	<u>計 約300万人</u>	<u>計 約730万人</u>	【訂正なし】			
			年金受給者	現役加入者	合 計	
			1/7 時点	約14万人 (29.4%)	—	約14万人 (29.4%)
			3/18 現在	約103万人 (44.3%)	約20万人 (3.9%)	約122万人 (16.6%)

※()内の%は年金受給者・現役加入者・合計それぞれの発送件数に対する割合。

(注1) 未到達件数等については一部推計を含む。

(注2) 1月末までの発送分約108万人については、3月28日に再送付。

(注3) 3月19日発送分のうち、出力誤りのあった約2万人分については3月28日に再送付。

「ねんきん特別便」についての発送・相談・回答状況

平成20年4月2日
社会保険庁

1. 「ねんきん特別便」発送状況（3月18日現在）

	12月分	1月分	2月分	3月分	累計
年金受給者発送件数	481,717件	600,279件	1,238,650件	0件	2,320,646件
現役加入者発送件数	0件	0件	1,238,315件	3,817,166件	5,055,481件
未到達件数	1,430件	2,983件	30,497件	148,290件	183,200件

※12月17日から発送開始

2. 「ねんきん特別便専用ダイヤル」への相談状況（3月18日現在）

	12月分	1月分	2月分	3月分	累計
総呼数	42,649件	95,525件	201,657件	997,970件	1,337,801件
応答呼数	39,395件	87,675件	187,206件	400,167件	714,443件
応答率	92.4%	91.8%	92.8%	40.1%	53.4%

3. ねんきん特別便相談・回答の受付状況（3月18日現在）

		12月分	1月分	2月分	3月分	累計
来訪相談・郵送受付件数		103,084件	333,802件	612,545件	1,052,583件	2,102,014件
年金受給者	記録の訂正の受付件数(※1)	15,710件	74,063件	171,399件	118,261件	379,433件
	記録の訂正無しの回答受付件数(※1)	84,282件	248,461件	398,637件	296,663件	1,028,043件
	合計	99,992件	322,524件	570,036件	414,924件	1,407,476件
現役加入者	記録の訂正の受付件数(※1)	0件	0件	18,841件	430,735件	449,576件
	記録の訂正無しの回答受付件数(※1)	0件	0件	8,097件	188,355件	196,452件
	合計	0件	0件	26,938件	619,090件	646,028件
相談のみ(※2)		2,708件	9,306件	11,508件	14,358件	37,880件
その他(※3)		384件	1,972件	4,063件	4,211件	10,630件

※1…社会保険事務所、年金相談センター及び社会保険業務センターで受付けた件数の合計である。

※2…ねんきん特別便についての相談のみで、回答の提出がなかったものである。

※3…回答を既に提出された方からの相談など、他の区分にあてはまらないものである。

※件数については速報値のため、修正される場合があり得る。

「ねんきん特別便」に「訂正なし」と 回答した方に対する入念照会の状況

平成20年4月11日
社 会 保 険 庁

1. 入念照会の状況（平成20年3月21日現在）

相談の有無	人 数	割 合
入念照会を行った方	45,019	100.0%
電話による照会を行った方	33,226	73.8%
戸別訪問による照会を行った方	11,793	26.2%

※「ねんきん特別便」の記載内容に「訂正なし」と回答いただいた方は、平成20年2月15日時点において430,686人であり、このうち入念照会の対象となる方（ご本人の基礎年金番号の記録と、それに結び付く可能性のある記録との間に期間の重複がなく、かつ、結び付く可能性のある方が他にいない方）183,743人に対して、平成20年3月21日までの間に入念照会を行った結果である。

※「入念照会の対象となる方」で「入念照会を行った方」以外の方については、引き続き調査中。

2. 記録の確認結果

確認の結果	人 数	割 合
ご本人の記録であると確認できた方	35,344	78.5%
情報提供を行ったが、ご本人の記録であると確認できなかった方	9,675	21.5%
計	45,019	100.0%

※回答をいただいた方に対し、結び付く可能性のある記録の加入期間、年金種別を示すとともに、その記録が厚生年金の場合は事業所名及び事業所の所在地市区町村を、国民年金の場合は当時の住所地市区町村を示した。

※「ご本人の記録であると確認できた方」については、社会保険事務所又は年金相談センターに来院していただき、記録の訂正の手続きを行っていただくようお願いしている。

3. 社会保険事務所等への相談等の状況

相談の有無	人 数	割 合
社会保険事務所や年金相談センターに来訪相談をした方	1,092	2.4%
「ねんきん特別便専用ダイヤル」に電話相談をした方	268	0.6%
電話と来訪いずれも相談をした方	115	0.3%
相談をしていない方	43,544	96.7%
計	45,019	100.0%

4. 確認はがきで「訂正がない」と回答した理由

「訂正がない」と回答した理由	人 数	割 合
年金記録に間違いがないと思っていた	21,297	47.3%
他に年金制度に加入した記憶がない	5,401	12.1%
すでに年金記録の確認を行っている	4,952	11.0%
手続方法がわからなかった	2,881	6.4%
年金記録が思い出せなかった	2,730	6.1%
あまり関心がない	2,184	4.9%
年金額がそれほど増える訳ではない	2,172	4.8%
自分の年金記録ではないため思い出せなかった（遺族年金の方）	2,122	4.7%
現在の年金額で満足している	592	1.3%
その他	688	1.5%
計	27,241	100.0%

入念照会に係る今後の対応方針

平成20年4月11日
社会保険庁

1. 入念照会の現在の実施状況

- 入念照会実施件数（平成20年3月21日現在） 45,019件
 - うち、電話による照会件数 33,226件
 - 訪問による照会件数 11,793件
- 1社会保険事務所当たりの入念照会に従事する人員の配置状況（平成20年3月26日現在）
 - 基礎資料作成（電話番号調査・記録確認等） 平均 0.5人/日
 - 電話による照会 平均 0.5人/日
 - 訪問による照会 平均 0.6人/日

※入念照会の対象者：

「ねんきん特別便」に「訂正なし」と回答された方のうち、既に基礎年金番号で管理されている記録と今般の名寄せで該当した記録に期間の重複がなく、かつ、未統合記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない受給者の方

2. 入念照会に係る体制の見直し後の配置状況

- 未回答者の割合を40%と仮定した場合の入念照会の対象件数
 - 入念照会対象件数見込 350,093件
 - うち、電話による照会件数見込 169,347件
 - 訪問による照会件数見込 180,746件
- 入念照会を7月末までに終了させるために必要となる人員（1社会保険事務所当たり）
 - 基礎資料作成（電話番号調査・記録確認等） 平均 0.7人/日
 - 電話による照会 平均 0.5人/日
 - 訪問による照会 平均 1.5人/日

☆入念照会に従事する職員について、各社会保険事務所1日当たり2.7名配置することにより、7月末を目途に終了することを目指す。

※なお、今後の未回答者の割合等の状況の変化を踏まえ、必要に応じて体制の見直しを行う。

3. 人員の確保等の方策

- 社会保険事務所内における人員配置の見直し及び所内各課からの応援（46事務局）
- 人員が不足する社会保険事務所に対する社会保険事務局からの応援（33事務局）
- 社会保険事務局における基礎資料作成・電話照会の集中実施による作業の効率化及び社会保険事務所職員による訪問照会の集中実施（11事務局）
- 社会保険事務所全所体制で短期間に集中実施（2事務局）
- ご本人から社会保険事務所へ電話をしていただきたい旨のお願いの文書の送付による効率的実施（2事務局）
- 非常勤職員の増員（259名）

☆現行人員 職員 364名 体制強化後の人員 職員 431名
非常勤職員 129名 非常勤職員 388名

入念照会の体制強化に係る各都道府県別内訳

	入念照会対象件数見込			増員数 (職員＋非常勤職員)
	基礎資料作成 (A+B)	電話による照会 (A)	訪問による照会 (B)	
01北海道事務局	11,693	8,774	2,919	13
02青森事務局	3,152	2,016	1,136	3
03岩手事務局	3,782	1,817	1,965	1
04宮城事務局	5,743	2,350	3,393	6
05秋田事務局	3,082	2,156	926	1
06山形事務局	5,602	4,983	619	2
07福島事務局	5,637	3,608	2,029	4
08茨城事務局	5,322	2,235	3,087	3
09栃木事務局	7,807	4,684	3,123	4
10群馬事務局	3,922	1,647	2,275	6
11埼玉事務局	21,705	9,116	12,589	20
12千葉事務局	23,421	18,737	4,684	19
13東京事務局	34,381	8,820	25,561	90
14神奈川事務局	25,942	10,584	15,358	19
15新潟事務局	5,953	3,572	2,381	3
16富山事務局	2,207	1,545	662	2
17石川事務局	2,942	1,236	1,706	3
18福井事務局	1,681	1,018	663	0
19山梨事務局	2,522	1,060	1,462	2
20長野事務局	6,513	3,283	3,230	1
21岐阜事務局	3,782	3,328	454	4
22静岡事務局	13,864	5,823	8,041	6
23愛知事務局	20,445	8,587	11,858	9
24三重事務局	3,992	1,676	2,316	4
25滋賀事務局	4,727	1,985	2,742	3
26京都事務局	7,318	3,073	4,245	4
27大阪事務局	27,972	12,587	15,385	14
28兵庫事務局	15,649	6,573	9,076	7
29奈良事務局	2,382	1,548	834	3
30和歌山事務局	3,292	1,382	1,910	8
31鳥取事務局	2,557	1,636	921	0
32島根事務局	3,117	1,759	1,358	5
33岡山事務局	5,147	2,869	2,278	1
34広島事務局	4,937	2,073	2,864	6
35山口事務局	7,632	3,322	4,310	8
36徳島事務局	1,786	750	1,036	2
37香川事務局	2,137	1,218	919	2
38愛媛事務局	3,082	1,295	1,787	0
39高知事務局	1,436	603	833	0
40福岡事務局	12,673	5,322	7,351	7
41佐賀事務局	2,837	1,191	1,646	3
42長崎事務局	3,467	2,427	1,040	3
43熊本事務局	2,522	1,060	1,462	10
44大分事務局	1,681	706	975	1
45宮崎事務局	3,222	1,033	2,189	0
46鹿児島事務局	4,867	2,044	2,823	14
47沖縄事務局	561	236	325	1
合 計	350,093	169,347	180,746	326

平成20年4月1日
(公表資料)

平成20年4月の「ねんきん特別便」発送について

平成20年4月から5月までの間については、3月までに「ねんきん特別便」をお送りした方以外のすべての年金受給者の方に「ねんきん特別便」をお送りいたします。

この「ねんきん特別便」は、4月2日（水）から原則、週2回、高年齢の方（老齢年金受給者）から順にお送りいたします。

【当面の発送スケジュール】

週	発送日	通数	発送対象生年月日
4月第1週	4月2日（水）	約150万通	～昭和5年12月10日生
4月第2週	4月7日（月）	約150万通	
	4月9日（水）	約80万通	
4月第3週	4月14日（月）	約90万通	昭和5年12月10日生 ～ 昭和12年4月11日生
	4月16日（水）	約250万通	
4月第4週	4月21日（月）	約250万通	
	4月23日（水）	約100万通	
4月第5週	4月28日（月）	約100万通	

※ 4月30日（水）以降の発送については、現在、調整中である。

「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する 今後の基本的取組方針（厚生労働省）

- 年金記録問題への対応については、昨年7月5日の政府・与党取りまとめに沿って、第1段階として、「5000万件の未統合記録」と「受給者3000万人・加入者7000万人の記録」をコンピュータ上で突き合わせ、その結果、記録が結びつく可能性がある方々1030万人への「ねんきん特別便」の送付を、本年3月末までに完了した。
- 本年4月からは、第2段階として、3月までにお送りした方以外のすべての年金受給者に5月までに、また、すべての現役加入者に6月から10月までに、合計9500万人に「ねんきん特別便」をお送りすることとしている。
- すべての年金受給者・現役加入者に「ねんきん特別便」をお送りする第2段階では、市町村、経済団体、企業、労働組合等との協力・連携の下に、国を挙げた体制で年金記録の確認等を推進し、記録の統合等を進めることとしている。
- このため、厚生労働省においては、「ねんきん特別便」に関する周知・広報、「ねんきん特別便」を受け取られた方への支援等について、省を挙げて、介護・福祉関係者、事業主等幅広い方々の御協力を得て取り組むことにより、国民お一人お一人による年金記録の確認と回答を推進することとする。
- 具体的には、以下の取組を通じ、「ねんきん特別便」に係る確認・回答の円滑・確実な実施を図る。
 - ① 年金受給者については、高齢者関係団体、介護・医療関係団体等の協力を得て、施設に入所されている方、在宅サービスを受けておられる方等を含めた年金受給者お一人お一人にご自身の年金記録を十分に確認し、回答していただく。

- ② 現役加入者については、業種別団体や障害者関係団体その他当省所管の独立行政法人・公益法人等の協力を得て、障害をお持ちの方も含めた現役加入者お一人お一人にご自身の年金記録を十分に確認し、回答していただく。

「ねんきん特別便」の実施に係る関係連絡協議会の設置について

1. 設置目的

平成20年4月から10月にかけてすべての方へ送付する「ねんきん特別便」については、お一人お一人にご自身の加入記録を確認していただき、確実に回答いただくことが不可欠であることから、幅広い関係者の連携・協力の下、「ねんきん特別便」の周知を図り、確実に回答いただくための方策など、「ねんきん特別便」の円滑な実施を図るための必要な事項について協議する。

2. 受給者連絡協議会(仮称)

(1) 構成 …… 福祉関係団体、地方自治協議会、厚生労働省、社会保険庁 等

(2) 協議事項

- ① 「ねんきん特別便」に関する周知広報、相談
- ② 「年金加入記録回答票」が未回答である方への呼びかけ

(3) 設置時期 …… 平成20年4月中

3. 加入者連絡協議会(仮称)

(1) 構成 …… 経済団体、労働組合、地方自治協議会、関係省庁、共済組合、厚生労働省、社会保険庁 等

(2) 協議事項

- ① 「ねんきん特別便」に関する周知広報、相談
- ② 「年金加入記録回答票」が未回答である方への呼びかけ
- ③ 「ねんきん特別便」を事業主経由で送付・回収するに当たって企業等への協力要請

(3) 設置時期 …… 平成20年5月中

第2号被保険者に送付する「ねんきん特別便」の実施について

1. 概要

本年6月から10月にかけてすべての年金加入者の方々に送付する「ねんきん特別便」のうち、第2号被保険者の方については、「ねんきん特別便」を確実にお届けするとともに、年金加入者の方々から、加入記録の「もれ」や「間違い」の有無についてのご回答を確実にいただくために、厚生年金保険の適用事業所の事業主の皆様のご協力いただき、原則として、事業主経由で配付・回答の回収を行う。

(参考) 年金記録問題に関する今後の対応（年金記録問題に関する関係閣僚会議（第2回）資料）より抜粋

1. お一人お一人へのアプローチ

すべての受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付する第2段階では、市町村、経済団体、企業等との協力・連携の下に、国を挙げた体制で年金記録の確認等を推進し、記録の統合等を進める。

(参考) 年金記録問題についての今後の対応に関する工程表の概要（平成20年3月14日 厚生労働省・総務省）より抜粋

2. すべての年金受給者及び現役加入者の方への「ねんきん特別便」の送付

(～中略～) 加入者のうち、第2号被保険者（会社勤務等）の方に対する「特別便」の送付及び回答の回収は、原則として事業主経由で実施（第1号、第3号被保険者の方については、本人に直接送付・回答）。

2. 実施方法

(1) 適用事業所への配付及び回収の協力の可否に関する調査の実施

社会保険庁から適用事業所（約170万事業所）へ3月中旬に送付した保険料納入告知書（2月分）に、「ねんきん特別便」の配付及び「年金加入記録回答票」の回収に関するご協力依頼の文書（調査票）を同封。

(2) 調査票の取りまとめ

適用事業所から4月11日（金）までに配付・回収の協力可否の回答をいただき、社会保険庁において取りまとめを行う。

(3) 「ねんきん特別便」の送付

本年6月から10月にかけて「ねんきん特別便」を順次送付する。

① 配付にご協力いただける適用事業所に勤務する方

(i) 社会保険庁から従業員の「ねんきん特別便」をまとめて事業所に送付する。その際、「ねんきん特別便」の送付対象者一覧表を同封する。

※被保険者数が1,000人以上の事業所については、配付を効率的に行うことができるよう事業所が希望する順序で「ねんきん特別便」を作成する。

(ii) 事業所において従業員に「ねんきん特別便」を配付する。その際、配付状況を各事業所において管理する。

② 配付にご協力いただけない適用事業所に勤務する方

社会保険庁から直接本人の住所あて「ねんきん特別便」を送付する。

(4) 年金加入記録確認結果の回答

「ねんきん特別便」の年金記録を本人にご確認いただき、確認結果を「年金加入記録回答票」により回答いただく。

① 回収にご協力いただける適用事業所に勤務する方

(i) 従業員は「年金加入記録回答票」を返信用封筒に入れて、事業主に提出する。

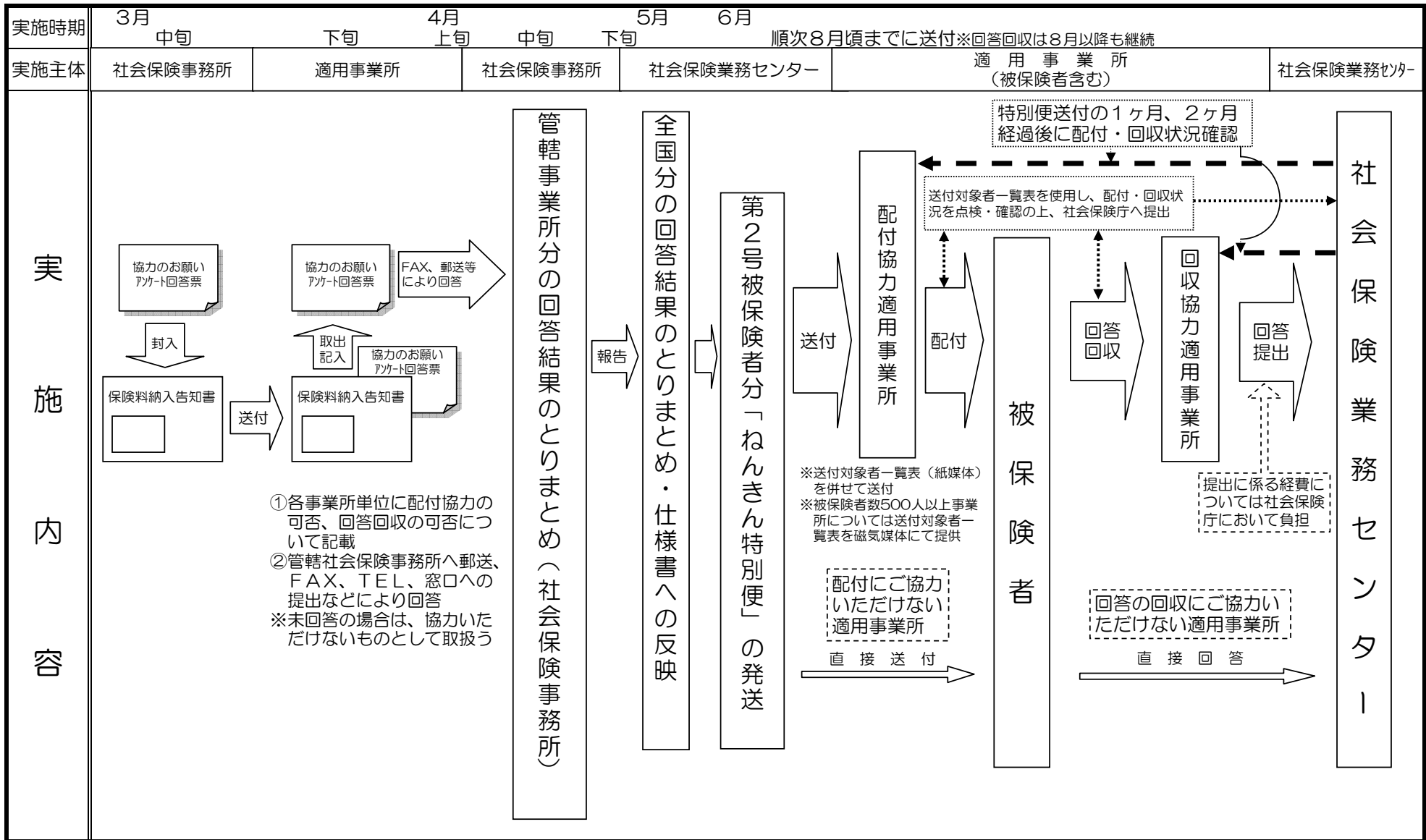
(ii) 適用事業所は「年金加入記録回答票」を取りまとめ、社会保険庁に提出する。その際、送付対象者一覧表により回収状況の進捗管理を行う。

※返信用の送料は社会保険庁において負担する。

② 回収にご協力いただけない適用事業所に勤務する方

「年金加入記録回答票」を返信用封筒に入れて、直接社会保険庁に提出する。

第2号被保険者分に係る「ねんきん特別便」の配付、回答のながれ



事業主の皆様へ

従業員の皆様に「ねんきん特別便」を確実にお届けし、必ずご回答いただくために、是非ともご協力をお願いします。

この度の年金記録をめぐる問題について、心よりお詫び申し上げます。

一刻も早く皆様の年金記録を正しいものとするよう、最善を尽くしてまいります。

- 社会保険庁では、これまでに加入されている年金記録をお知らせし、記録の「もれ」や「間違い」がないかご確認いただくために、6月から10月にかけて、加入者の方々への「ねんきん特別便」の送付を予定しています。

※ 「ねんきん特別便」については社会保険庁ホームページを参照ください。
<http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/tokubetsubin/index.html>

- この大切なお知らせを、年金加入者の皆様に確実にお届けし、必ずご回答をいただくことが重要であります。このため、事業主の皆様におかれては、ご負担をおかけすることになり大変恐縮ではありますが、次の2点について、是非ともご協力をいただきたいと思います。

① 「ねんきん特別便」を従業員の皆様にお渡し下さるようお願いいたします

社会保険庁から、6月以降順次、従業員の皆様の「ねんきん特別便」を事業所にまとめて送付させていただきますので、ご本人にお渡しください。

なお、従業員の皆様に配付いただく際、「ねんきん特別便」と併せて送付される「送付対象者一覧表」に配付状況をご記入の上、当該一覧表を社会保険庁にご提出ください。

② 「ねんきん特別便」の回答票を回収し、社会保険庁にご提出下さるようお願いいたします

「ねんきん特別便」の確認結果の回答である「年金加入記録回答票」を従業員の方々からできるだけ早期に回収いただくとともに、「送付対象者一覧表」に配付状況に加え、回収状況をご記入の上、当該一覧表を回答票に添えて社会保険庁にご提出ください。

お手数をおかけしますが、裏面の事項についてご記入いただき、4月11日(金)までに管轄の社会保険事務所に必ず回答いただきますようお願いいたします。

ねんきん特別便の実施に関する協力について(回答)

該当する方に○印をつけ、社会保険事務所にご提出願います。

(窓口での提出、郵送、FAX、またはお電話にてご回答願います。)

1. 「ねんきん特別便」の配付に関して

- (1) 事業所から年金加入者に配付します
- (2) 事業所で配付することはできません

2. 「ねんきん特別便」の年金加入記録回答票の回収について

- (1) 事業所において回収します
- (2) 事業所で回収することはできません

※ 配付・回収にご協力いただける事業所には、「ねんきん特別便」の送付時に、従業員の皆様からのお問い合わせへの対応用として、「ねんきん特別便に関するQ&A」をご提供させていただくこととしております。

平成 年 月 日提出

事業所整理記号 —
事業所所在地 〒 —
事業所名称
事業主氏名
担当者氏名
電話番号 ()

ご不明の点がありましたら、社会保険事務所にお問い合わせください。

従業員の皆様の住所を正しく管理するためにご協力をお願いします。

今一度、従業員の皆様の住所をご確認願います。

住所異動の多い時期ですが、住所変更届のお届けもれがないよう、ご協力をお願いします。

なお、事業主の皆様からの依頼に応じて、「住所一覧表」を提供しています。住所確認及び住所変更の手続きの際にご活用ください。

皆様のご協力を何卒よろしくお願いいたします。

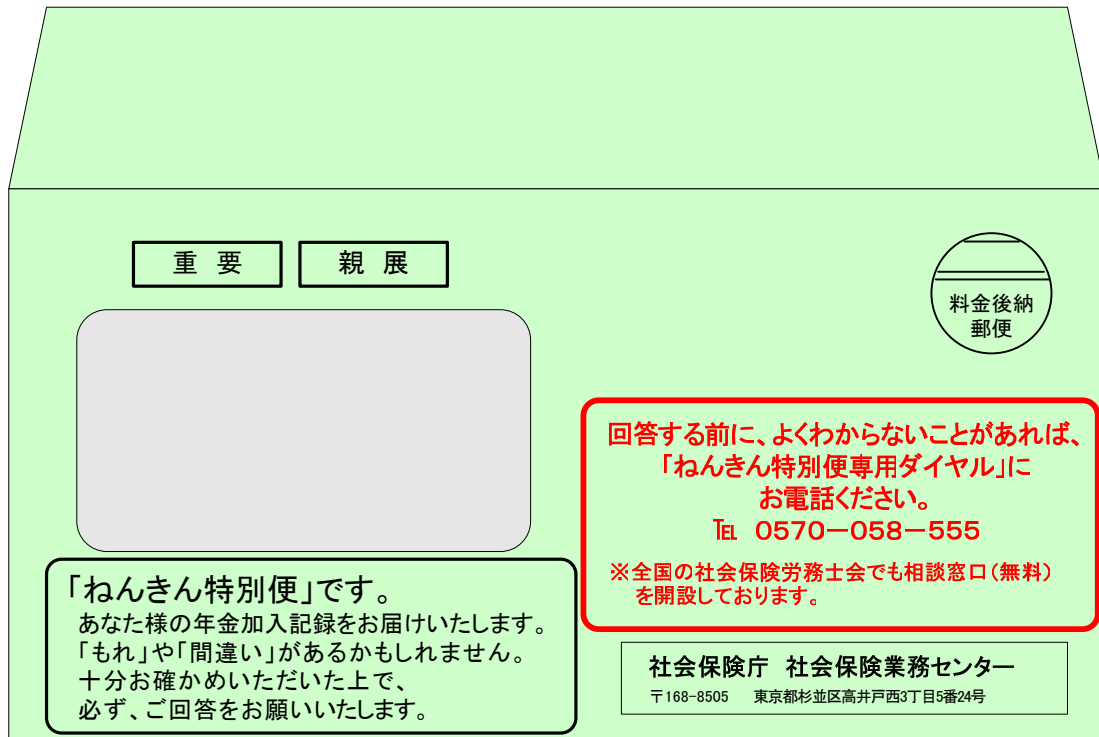
「ねんきん特別便」の様式等
(平成20年度にすべての加入者に送付するお知らせ)

平成20年4月11日

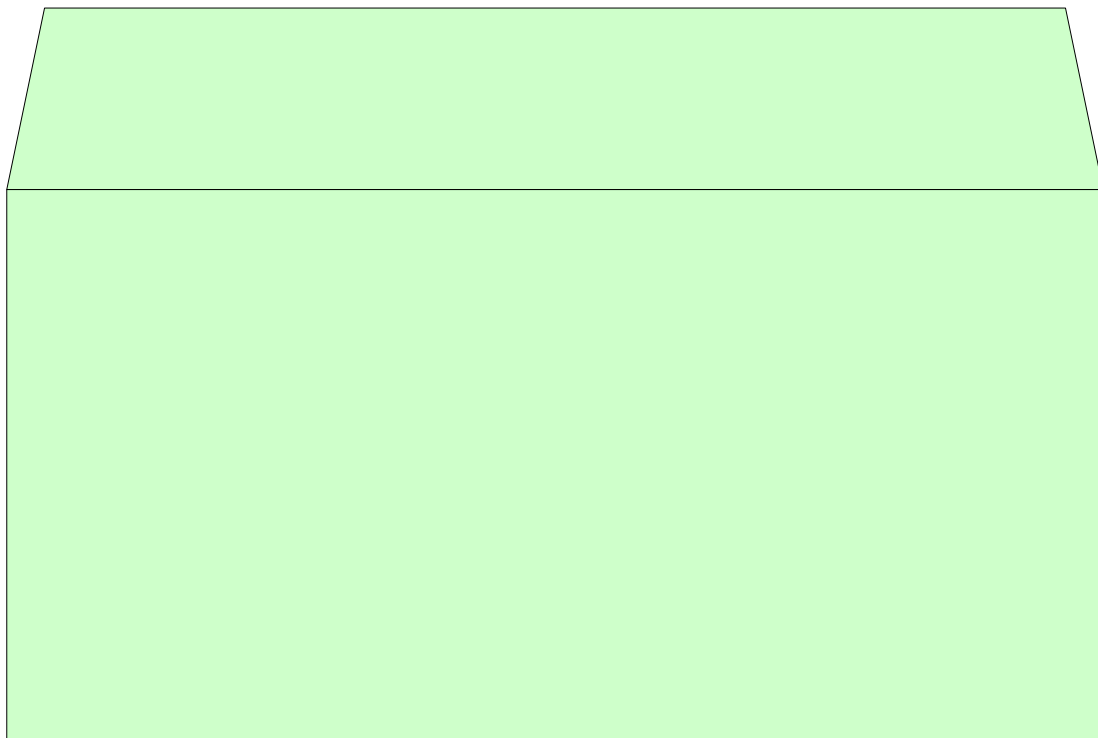
社 会 保 険 庁

ねんきん特別便 送付用封筒イメージ

【 表 】



【 裏 】





ねんきん特別便 年金記録のお知らせ (案)

(宛名部分)

社会保険庁でわかっているあなたの年金記録は表のとおりです。「もれ」や「間違い」がないか、十分にお確かめください。ある場合も、ない場合も、必ずご回答をお願いします。

なお、表の記載では、厚生年金の標準報酬月額、国民年金の納付・未納の詳細などはお示してきていませんので、少しでもご心配のある方は、「ねんきん特別便専用ダイヤル」等にお問い合わせください。

①基礎年金番号

・生年月日

(あなたの加入記録)

・作成年月日 年 月 日

② 番号	③加入 制度	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格を取得した年月日	⑥資格を失った年月日	⑦加入 月数

⑧国民年金							⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入 期間合計 (⑧+⑨+⑩)
納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学生納付 特例月数等	計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	
国民年金の加入月数の合計 →											

⑫共済組合等加入月数	⑬合計加入期間 (⑪+⑫)	注：⑫欄は、共済組合等から社会保険業務センターに情報提供されている加入月数です。平成8年以前に退職した共済組合等の加入月数は、情報提供されていない場合があります。また、退職一時金が支払われた期間は含まれません。
⑭備考欄 (特例扱いの期間等)		

Ⅱ 年金加入記録回答票

- ◎お送りしたすべての方にご回答をお願いします。
- ◎ご記入にあたっては、同封のリーフレットを参考にしてください。
- ◎ご記入いただいた内容については秘密を守ります。

必ずご回答をお願いします。

1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。 (提出年月日 平成 年 月 日)

(フリガナ)氏名	照会番号			
	生年月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日	男・女
現住所	〒 [] [] [] [] - [] [] [] []			
電話番号	ご自宅 ()	ご自宅以外 ()		
代理人氏名	代理人連絡先 ()			
代理人住所				

2. お知らせした年金記録の内容に、「もれ」や「間違い」がありますか。
(十分にご確認いただき、該当する方に○を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	① 「もれ」や「間違い」がある (→3. 4. にお進みの上、裏面を必ずご覧ください。)
<input type="checkbox"/>	② 「もれ」や「間違い」がない (→4. にお進みの上、裏面を必ずご覧ください。)

3. 上の2. で①を選んだ場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容を記入してください。
(わかる範囲でご記入ください。)

ア 該当番号	イ 加入制度	ウ (フリガナ) お勤め先の名称または共済組合名等	エ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	オ 勤務期間または国民年金加入期間	カ 年金手帳の記号番号 当時の旧姓
	国厚 船共			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚 船共			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚 船共			年 月 日から 年 月 日まで	

4. 平成8年12月以前に、結婚などで姓が変わった方で、姓が変わる前にも年金に加入したことがある方は、その旧姓と姓が変わった年月をご記入ください。

(フリガナ)旧姓	姓が変わった年月 年 月
(フリガナ)旧姓	姓が変わった年月 年 月

(注)3. 及び4. について、上記の欄内に書ききれない場合は、お手数ですが別途便せんなどにご記入ください。

「**Ⅱ**年金加入記録回答票」は、お送りした加入記録に「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご記入の上、ご返送ください。

〔返送の方法〕

○お勤め先から「ねんきん特別便」を受け取られた方

お勤め先でお取りまとめいただける場合には、必要事項を記入した「**Ⅱ**年金加入記録回答票」を同封の返信用封筒に入れて封をした上で、お勤め先に提出してください。
(お勤め先でお取りまとめいただけない場合には、同封の返信用封筒に入れて、ポストに投函してください。)

○自宅に「ねんきん特別便」が郵送されてきた方

必要事項を記入した「**Ⅱ**年金加入記録回答票」を同封の返信用封筒に入れて、ポストに投函してください。

ご質問・お問い合わせ

回答する前に、わからないことや疑問な点があれば

『ねんきん特別便 専用ダイヤル』へ！

0570-058-555



- ※ IP 電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- ※ 通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。(なお、携帯電話の通話料金は、全額お客様の負担となります。)
- ※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

(受付時間) ○月～金曜日：午前9時～午後8時まで
○第2土曜日：午前9時～午後5時まで

※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

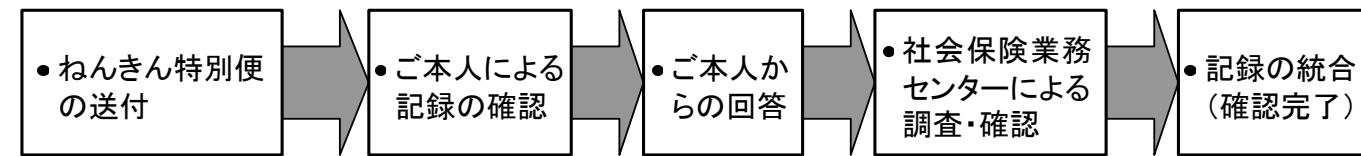
ご質問・お問い合わせ	ご連絡先等
①一般の年金相談について (上記以外の年金に関するお問い合わせ)	「ねんきんダイヤル」0570-05-1165 ※ 通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。(なお、携帯電話の通話料金は、全額お客様の負担となります。)
②全国の社会保険労務士会でも、無料で相談窓口を開設しております。	詳しくは、 全国社会保険労務士会連合会ホームページ をご確認ください。 社会保険労務士会連合会： http://www.shakaihokenroumushi.jp/
③共済制度について	・私学共済・・・日本私立学校振興・共済事業団 ・公務員共済・・・ 最後に加入していた(または現在所属している)共済組合

※ 今回のお知らせでは、厚生年金の標準報酬月額や国民年金の納付・未納の詳細などはお示しできていません。少しでもご心配のある方は、上記の「ねんきん特別便専用ダイヤル」または全国の社会保険労務士会にお問い合わせいただくか、社会保険事務所等へお越しください。

社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便」に関するQ&Aを掲載しております。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

特別便の送付から記録の統合までの流れ（イメージ）



◆現役加入者の方々には、平成20年10月までを目途に送付完了

ご質問・お問い合わせ

回答する前に、わからないことや疑問な点があれば

『ねんきん特別便 専用ダイヤル』へ！
0570-058-555



- ※ IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- ※ 通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。（なお、携帯電話の通話料金は、全額お客様の負担となります。）
- ※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

（受付時間） ○月～金曜日：午前9時～午後8時まで
○第2土曜日：午前9時～午後5時まで

※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

ご質問・お問い合わせ	ご連絡先等
①一般の年金相談について （上記以外の年金に関するお問い合わせ）	「ねんきんダイヤル」0570-05-1165 ※通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。（なお、携帯電話の通話料金は、全額お客様の負担となります。）
②全国の社会保険労務士会でも、無料で相談窓口を開設しております。	詳しくは、全国社会保険労務士会連合会ホームページをご確認ください。 社会保険労務士会連合会： http://www.shakaihokenroumushi.jp/
③共済制度について	・私学共済・・・日本私立学校振興・共済事業団 ・公務員共済・・・ 最後に加入していた（または現在所属している）共済組合

※ 今回のお知らせでは、厚生年金の標準報酬月額や国民年金の納付・未納の詳細などはお示しできていません。少しでもご心配のある方は、上記の「ねんきん特別便専用ダイヤル」または全国の社会保険労務士会にお問い合わせいただくか、社会保険事務所等へお越しください。

社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便」に関するQ&Aを掲載しております。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

1 必ずご確認ください・ご回答をお願いします

この度の年金記録をめぐる問題について、心よりお詫び申し上げます。一刻も早く皆様の年金記録を正しいものとするよう、最善を尽くしてまいります。

社会保険庁でわかっているあなたの年金記録をお知らせします。

今回お送りした加入記録に記載もれがないか、記載内容に間違いがないか、十分にご確認いただき、「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答いただきますよう、是非ご協力をお願い申し上げます。

厚生労働大臣 **（大臣のサイン）**

2 加入記録の確認の流れ

「Ⅰねんきん特別便 年金記録のお知らせ」を十分にご確認ください。（2～3ページを参照）

- ◆記録が変われば、将来、正しい年金額をお受け取りいただけることとなり、年金額が増える可能性が高いので、十分にご確認ください。
- ◆わからないことがあれば、「ねんきん特別便専用ダイヤル」(Tel. 0570-058-555)にお問い合わせいただくか、お近くの社会保険事務所または年金相談センターにお越しください。

「Ⅱ年金加入記録回答票」に記入してください。
（4～5ページを参照）

「Ⅲ年金加入記録回答票」を提出してください。

○お勤め先から「ねんきん特別便」を受け取られた方

お勤め先でお取りまとめいただける場合には、必要事項を記入した「Ⅲ年金加入記録回答票」を同封の返信用封筒に入れて封をした上で、お勤め先に提出してください。
（お勤め先でお取りまとめいただけない場合には、同封の返信用封筒に入れて、ポストに投函してください）

○自宅に「ねんきん特別便」が郵送されてきた方

必要事項を記入した「Ⅲ年金加入記録回答票」を同封の返信用封筒に入れて、ポストに投函してください。

ご家族の方などにも声をかけてください。

「ねんきん特別便」は、年金を受けておられる方や、現役加入者の方全員に届きます。ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴について一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答をいただけるよう、ご協力をお願いします。

※「ねんきん特別便」は、平成19年12月から20年10月にかけて順次発送しますので、ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。

3 「I ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の見方

！ 加入記録を必ずお確かめください。
 ※「I ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の太枠内の加入記録を十分にご確認ください。
 赤字の **ア** **イ** **ウ** は、特にご確認いただきたいポイントです。

I ねんきん特別便 年金記録のお知らせ

181-9999
 東京都杉並区高井戸南
 7-14-21
 年金 花子 様
 432109876543

①基礎年金番号
 1234-567890

・生年月日 昭和47年 4月 2日
 ・作成年月日 平成20年 5月10日

社会保険庁でわかっているあなたの年金記録は表のとおりです。「もれ」や「間違い」がないか、十分にお確かめください。ある場合も、ない場合も、必ずご回答をお願いします。
 なお、表の記載では、厚生年金の標準報酬月額、国民年金の納付・未納の詳細などはお示しできていませんので、少しでもご心配のある方は、「ねんきん特別便専用ダイヤル」等にお問い合わせください。

(あなたの加入記録)

②番号	③加入種別	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格を取得した年月日	⑥資格を失った年月日	⑦加入月数
1	国年	国民年金	#平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	厚年	ABC工業	#平成 5. 9. 1	平成 7. 4. 1	19
3	厚年	年金商店	平成 7. 4. 1	平成 8. 4. 1	12
4			平成 8. 10. 1	平成 12. 4. 1	42
5	厚年	東京株式会社	平成16 4. 1	平成19. 8. 1	40
		(厚生年金基金加入期間)	平成16. 4. 1	平成19. 8. 1	
6	共済	〇〇共済組合	平成19. 8. 1	空欄	10

⑧国民年金
 納付済月数 50 全額免除月数 0 自分の3分の3免除月数 0 半額免除月数 0 4分の1免除月数 0 学生納付特例月数等 0 計 50

⑨厚生年金保険
 加入月数(基金) 71 加入期間(基金) 71

⑩船員保険
 加入月数 0 加入期間 0

⑪年金加入期間合計(⑧+⑨+⑩) 121

⑫共済組合等加入月数 10 ⑬合計加入期間(⑪+⑫) 131

⑭備考欄(特例扱いの期間等)

注：⑫欄は、共済組合等から社会保険業務センターに情報提供されている加入月数です。平成8年以前に退職した共済組合等の加入月数は、情報提供されていない場合があります。また、退職一時金が支払われた期間は含まれません。

※このお知らせの見方については、リーフレットの2～3ページをご覧ください。

作成年月日について

今回のお知らせでは、「作成年月日」時点での加入期間をお知らせしています。

⑤欄・⑥欄(日付の空欄について)

共済制度で、月単位で記録を管理している場合は、日付は空欄となっています。

厚生年金基金について

厚生年金加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。
 【厚生年金基金についてのお問い合わせ】
 ・加入期間が10年未満で脱退された方
 → 企業年金連合会 (年金相談専用ダイヤル：0570-02-2666)
 ・加入期間が10年以上で脱退された方と
 ・現在加入中の方
 → お勤め先(または当時のお勤め先)に確認のうえ、各厚生年金基金へお問い合わせください。

⑨欄・⑩欄(加入期間について)

坑内員(厚生年金)・船員(船員保険)であった方については、特例による計算の結果、加入期間が実際の加入月数より長くなっている場合があります。

標準報酬月額について

◆今回のお知らせでは、厚生年金などの標準報酬月額はお示しできていませんので、内容を確認されたい場合には、6ページの「ねんきん特別便専用ダイヤル」などにお問い合わせください。
 ※標準報酬月額：保険料などを計算するために、月給を一定の幅で区分した金額に当てはめたもの。

④欄(お勤め先の名称などについて)

◆「厚生年金保険」・「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先が登録されていない場合があります。
 ◆ 共済組合名は記録の管理上、実際の所属と異なる共済組合名・支部名が表示される場合があります。(年金額算定上は影響ありません。)

⑧欄(国民年金の納付状況について)

◆右の例の場合には、未納の月数は10月となります。
 (加入月数の合計) - (⑧欄の計) = 未納月数
 【右の例の場合】
 60カ月 - 50カ月 = 10カ月

⑧～⑬欄(加入記録について)

国民年金の納付済月数および厚生年金・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。

国民年金の納付状況について

◆国民年金の納付・未納の詳細はお示しできていませんので、内容を確認されたい場合には、6ページの「ねんきん特別便専用ダイヤル」などにお問い合わせください。

記録に「もれ」や「間違い」がある場合のご記入方法

ア欄…お知らせした記録に誤りがあると思われる場合は、該当する記録の番号（Ⅰの加入記録の②欄の番号）を記入してください。追加の場合は空欄で結構です。

イ欄…加入していた制度を○で囲んでください。

ウ欄…お勤め先の名称（本社、支社、本店、支店、営業所、工場等の名称についても）をできるだけ詳しく記入してください。国民年金の場合は、記入の必要はありません。

エ欄…お勤め先の本社、本店等の所在地をできるだけ詳しく記入してください。詳しくわからない場合は市区町村名でも結構です。国民年金の場合は、当時の住所をできるだけ詳しく記入してください。

オ欄…勤務期間または国民年金の加入期間を記入してください。詳しくわからない場合は、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春（夏秋冬）頃」といった記入でも結構です。

カ欄…
 ・当時の「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」をお持ちの方は「記号番号」を記入してください。わからない場合は、省略しても結構です。
 ・婚姻・養子縁組などで姓が変わる前の記録がもれている場合には、旧姓をご記入ください。

※共済制度については、制度が異なるため、別途、共済制度からも加入記録をお知らせしますので、その際に訂正が可能です。

お問い合わせ先は、6ページの③を参照

4

「Ⅱ 年金加入記録回答票」の記入例

Ⅱ 年金加入記録回答票

- ◎お送りしたすべての方にご回答をお願いします。
- ◎ご記入にあたっては、同封のリーフレットを参考にしてください。
- ◎ご記入いただいた内容については秘密を守ります。

1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。（提出年月日 平成 20年 7月 10日）

フリガナ氏名	ネンキン ハナコ		照会番号	987654321012	
氏名	年金 花子		生年月日	明治・大正 昭和・平成	47年 4月 2日
性別					男 女
現住所	〒181-9999 東京都杉並区高井戸南7-14-21				
電話番号	自宅	03 (9999) 9999	自宅以外	()	
代理人氏名			代理人連絡先	()	
代理人住所					

2. お知らせした年金記録の内容に、「もれ」や「間違い」がありますか。（十分にご確認いただき、該当する方に○を記入してください。）

○	① 「もれ」や「間違い」がある（→3. 4. にお進みの上、裏面を必ずご覧ください。）
	② 「もれ」や「間違い」がない（→4. にお進みの上、裏面を必ずご覧ください。）

3. 上の2. で①を選んだ場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容を記入してください。（わかる範囲でご記入ください。）

ア 該当番号	イ 加入制度	ウ (フリガナ) お勤め先の名称または共済組合名等	エ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	オ 勤務期間または国民年金加入期間	カ 年金手帳の記号番号 当時の旧姓
	国厚 船共	タカイド カブシキガイシャ 高井戸株式会社	東京都杉並区 高井戸北6-5-4	平成12年 4月 1日から 平成16年 3月 31日まで	1234-555555 鈴木
1	国厚 船共		東京都渋谷区 社保町1-2	平成4年 4月 1日から 平成5年 8月 31日まで	
	国厚 船共			年 月 日から 年 月 日まで	

4. 平成8年12月以前に、結婚などで姓が変わった方で、姓が変わる前にも年金に加入したことがある方は、その旧姓と姓が変わった年月をご記入ください。

フリガナ旧姓	スズキ ハナコ	姓が変わった年月
氏名	鈴木 花子	平成17年 4月
フリガナ旧姓		姓が変わった年月
氏名		年 月

(注)3. 及び4. について、上記の欄内に書ききれない場合は、お手数ですが別途便せんなどにご記入ください。

太枠内についてご記入ください

氏名、生年月日、性別、現住所、電話番号をご記入ください。

お届けした氏名・生年月日・住所が異なっている場合には、お手数ですが、

- ◆厚生年金に加入している方は、勤務先の事業所へ
- ◆国民年金に加入している方は、
 - ・自営業者・学生の方など（第1号被保険者）は、お住まいの市区町村役場へ
 - ・厚生年金・共済組合に加入している方の配偶者（第3号被保険者）は、配偶者の勤務先の事業所へ
 変更のお申し出をお願いします。

代理人について

ご本人が病気、ケガなどにより記入できず、代理の方がこの回答票を記入された場合に、ご記入ください。

十分にご確認の上、ご回答ください

- ◆2～3ページを参考に、どちらかに○を記入してください。

姓が変わった方

- ◆平成8年12月以前に婚姻・養子縁組などで姓が変わった方で、姓が変わる前にも年金に加入したことがある方は、その当時の記録が別々になっているかもしれませんので、旧姓と姓が変わった年月をご記入ください。

「ねんきん特別便」に係る周知広報資料

(市町村、各企業、関係団体、関係省庁等に周知依頼する資料)

「ねんきん特別便」 年金記録の確認にご協力ください。

4月からすべての年金受給者に、6月から加入者の方にお届けします

○ 緑色の封筒でお届けします。

- ・年金を受けておられる方 = 本年4月から5月までの間
- ・現役加入者の方 = 本年6月から10月までの間

○ 年金記録のご確認をお願いいたします。

- ・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認をお願いいたします。
- ・「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

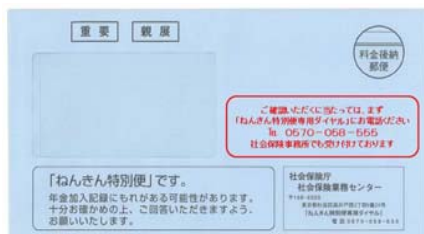
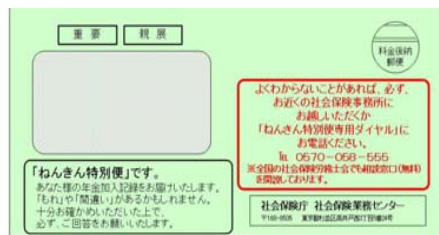
※ 年金記録が変われば、正しい年金額をお受け取りいただけることとなり、年金額が増える可能性が高いので十分にご確認ください。

【年金支給額が増えた例 (A男さん75歳の場合)】

13か月分のお勤め期間の記録もれが見つかり、これからの年金受給額が年額で約5万円増え、過去に受給できた年金として約53万円をまとめて受け取れました。

○ ご家族の方にも届きます。

ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴について一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答いただけるよう、ご協力をお願いいたします。(ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。)



※3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」をお届けしている方は、年金記録にもれがある可能性が高い方ですので、特に注意してご確認ください。

(まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。結びつく可能性がある記録についての具体的な情報を提供いたします。)

ご質問・お問い合わせは

○ 「ねんきん特別便専用ダイヤル」

月～金曜日：午前9時～午後8時
第2土曜日：午前9時～午後5時



0570-058-555

※ IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※ 一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

○ お近くの社会保険事務所 または 年金相談センター

※ 都道府県社会保険労務士会でも無料相談を受付しています。

※ 詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>) まで。

「ねんきん特別便」 年金記録の確認にご協力ください。

年金受給者の皆様へ

○ 緑色の封筒でお届けします。

本年4月から5月までの間に、すべての年金受給者の方へ「ねんきん特別便」をお届けします。

○ 年金記録のご確認をお願いいたします。

- ・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認をお願いします。
- ・「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

※ 年金記録が変われば、正しい年金額をお受け取りいただけることとなり、年金額が増える可能性が高いので十分にご確認ください。

【年金支給額が増えた例 (A男さん75歳の場合)】

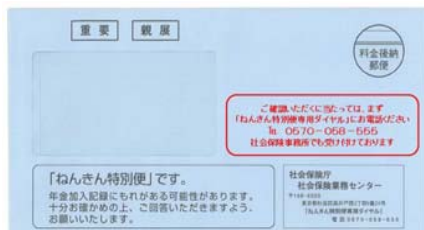
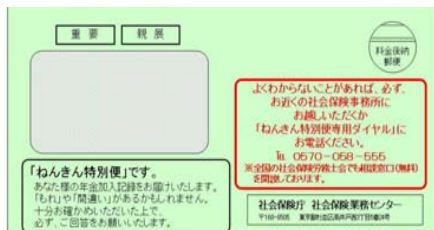
13か月分のお勤め期間の記録もれが見つかり、これからの年金受給額が年額で約5万円増え、過去に受給できた年金として約53万円をまとめて受け取れました。

○ 平成8年以前に旧姓で年金に加入していた方はご注意願います。

結婚等により氏名を変更されている方の記録が、いわゆる持ち主不明であった「5000万件」の記録の中に多数存在することが見込まれています。これらの年金記録は、皆様にお申出いただくことにより、速やかに記録に結びつけることができますので、ご協力をお願いします。

※ 「ねんきん特別便」の回答は、代理人の方が行うこともできます。

※ 年金の来訪相談も、本人の委任状があれば家族や友人の方でもできます。



※3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」をお届けしている方は、年金記録にもれがある可能性が高い方ですので、特に注意してご確認ください。

(まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。結びつく可能性のある記録についての具体的な情報を提供いたします。)

※ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴についてご一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答いただけるよう、ご協力をお願いします。(ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。)

ご質問・お問い合わせは

○「ねんきん特別便専用ダイヤル」 月～金曜日：午前9時～午後8時
第2土曜日：午前9時～午後5時



0570-058-555

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

○お近くの社会保険事務所 または 年金相談センター

※ 都道府県社会保険労務士会でも無料相談を受付しています。

※ 詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>) まで。

「ねんきん特別便」 年金記録の確認にご協力ください。

現役加入者の皆様へ

○ 緑色の封筒でお届けします。

本年6月から10月までの間に、すべての現役加入者の方々へ「ねんきん特別便」をお届けします。

- ・国民年金に加入中の方には、直接ご本人の住所へ
- ・厚生年金保険に加入中の方には、原則お勤めの会社を通じて

○ 年金記録のご確認をお願いします。

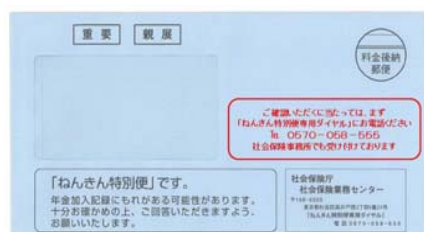
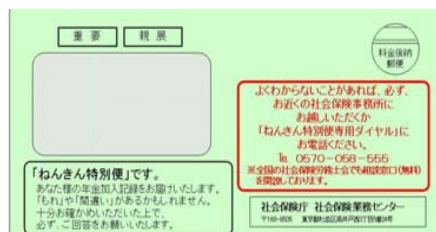
- ・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認をお願いします。
- ・「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。
(お勤めの会社から「ねんきん特別便」を受け取られた場合には、原則としてご回答は会社経由でいただくこととなります。)

○ 平成8年以前に旧姓で年金に加入していた方はご注意願います。

結婚等により氏名を変更されている方の記録が、いわゆる持ち主不明であった「5000万件」の記録の中に多数存在することが見込まれています。これらの年金記録は、皆様からのお申出により、速やかに記録に結びつけることができますので、ご協力をお願いします。

○ 住所変更の手続きをお願いします。

「ねんきん特別便」を確実にお届けするためには、正しい住所の届出が必要です。住所異動の際は、変更の手続きを忘れずをお願いします。



- ※3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」をお届けしている方は、年金記録にもれがある可能性が高い方ですので、特に注意してご確認ください。(まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。結びつく可能性のある記録についての具体的な情報を提供いたします。)
- ※ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴についてご一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答いただけるよう、ご協力をお願いします。(ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。)

ご質問・お問い合わせは

- 「ねんきん特別便専用ダイヤル」 月～金曜日：午前9時～午後8時
第2土曜日：午前9時～午後5時



0570-058-555

- ※ IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- ※ 一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

○ お近くの社会保険事務所 または 年金相談センター

- ※ 都道府県社会保険労務士会でも無料相談を受付しています。
- ※ 詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>) まで。

「ねんきん特別便」 年金記録の確認にご協力ください。

事業主の皆様へ

○ 緑色の封筒でお届けします。

本年6月から10月までの間に、すべての現役加入者の方々へ「ねんきん特別便」をお届けします。
(従業員の扶養家族など国民年金に加入中の方(第1号被保険者及び第3号被保険者)には、直接ご本人の住所へお届けします。)

○ 従業員の皆様の「ねんきん特別便」の配付、回答票の回収にご協力をお願いします。

「ねんきん特別便」を確実にご本人にお届けし、年金記録の「もれ」や「間違い」をご確認いただくために、次の2点について是非ともご協力をお願いします。

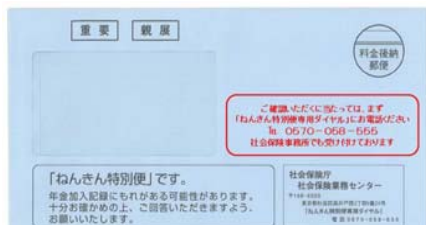
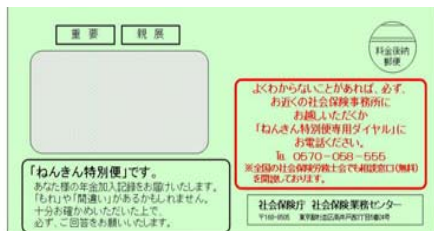
① 従業員の皆様の「ねんきん特別便」をまとめて送付いたしますので、従業員の皆様にお渡しください。

※ 被保険者数が3,000人以上の事業所については、配付を効率的に行っていただけるよう、ご希望の順序で「ねんきん特別便」をお届けします。

② 従業員の皆様に自身の年金記録を十分にご確認いただき、「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も必ずご回答いただけるよう従業員の皆様に周知していただき、「年金加入記録回答票」を回収いただくようお願いいたします。

○ 正しい住所の管理にご協力をお願いします。

「ねんきん特別便」を確実にお届けするためには、正しい住所の届出が必要です。従業員の皆様に住所異動があった際は、事業主の皆様は、その都度、変更の手続きをお願いします。なお、ご依頼に応じて「住所一覧表」を提供いたしますので、ご活用ください。



※3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」をお届けしている方は、年金記録にもれがある可能性が高い方ですので、特に注意してご確認ください。

(まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。結びつく可能性のある記録についての具体的な情報を提供いたします。)

※ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴についてご一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答いただけるよう、ご協力をお願いします。(ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。)

ご質問・お問い合わせは

○ 「ねんきん特別便専用ダイヤル」 月～金曜日：午前9時～午後8時
第2土曜日：午前9時～午後5時



0570-058-555

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

○ お近くの社会保険事務所 または 年金相談センター

※ 都道府県社会保険労務士会でも無料相談を受付しています。

※ 詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>) まで。